

## 2 申告所得税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間の所得について、平成15年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告所得税の納税者という）の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

#### 1 用語の説明

事業所得者	事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。
その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

#### 2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
63	967	1,556	2,095	2,619
元～4	1,075	1,928	2,484	3,198
5・6	1,075	1,928	2,484	3,277
7～9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12～14	1,144	2,200	2,833	3,842

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料：財務省主税局

#### 3 所得税の主な控除(平成14年分)

##### (1) 所得控除

- イ 基礎控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
- ロ 配偶者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
  - ただし、老人控除対象配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
  - 同居特別障害者である控除対象配偶者・・・・・・・・ 730,000円
  - 同居特別障害者である老人控除対象配偶者・・・・・・ 830,000円

##### ハ 配偶者特別控除

##### (イ) 配偶者が控除対象配偶者の場合

- A 合計所得金額が5万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
  - B 合計所得金額が5万円以上である場合・・・・・・・・ 380,000円 - 合計所得金額
- (合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)

##### (ロ) (イ) 以外の場合

- A 合計所得金額が40万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
  - B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合  
380,000円 - (合計所得金額 - 380,000円)
- (合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)

- C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である場合・・・・ 30,000円

##### ニ 扶養控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円

- ただし、特定扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 630,000円
- 老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
- 同居老親等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 580,000円
- 同居特別障害者である扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・ 730,000円
- 同居特別障害者である特定扶養親族・・・・・・・・・・・・ 980,000円
- 同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)・・ 830,000円
- 同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)・・・・・・ 930,000円

- ホ 雑損控除・・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除・・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)
- ト 生命保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った生命保険料等で
  - (イ) 一般の生命保険料
 

支払保険料のうち、25,000円以下	全額
25,000円超50,000円以下	1/2+12,500円
50,000円超	1/4+25,000円(最高50,000円)
  - (ロ) 個人年金保険料
    - (イ)と同じ
- チ 社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除・・・・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
  - (イ) 長期契約のみの場合(最高15,000円)
 

10,000円まで全額	10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
-------------	--------------------------------------
  - (ロ) 短期契約のみの場合(最高3,000円)
 

2,000円まで全額	2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計
------------	-------------------------------------
  - (ハ) 長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円)
    - (イ)と(ロ)の合計額
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除・・・小規模企業共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- ロ 老年者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・500,000円
- ワ 寄付金控除・・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除・・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・外国所得税額
 

ただし、所得税額 ×  $\frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$  が限度
- ハ 住宅借入金(取得)等特別控除
 

平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から10年目 1%	50万円	500万円

所得税の税率	
(課税所得金額又は課税退職所得金額に対して)	
330万円以下の金額	10%
330万円を超える金額	20%
900万円を超える金額	30%
1,800万円を超える金額	37%